

上、その第二項では「ただし書きの義
仕状には、補償金の請求及び受領に關
する権限を委任した理由を付記せら
るものとする」とし、第六三条第二項で
「規程第二七条第一項に規定する通知
書は、原則として封書により郵送する
ものとする」と直接支払の原則を厳格
にしている。

これらの規定に従つて適正に事務処
理されば、今回のような空き地への
補償金支払、別人の支払、借家人へ
の補償金不渡りなど起つてはならないと
は明らかであり、建設省当局が「異例
のこゝ」と書うのは当然である。

本府の用地取得についての事務処理
規定が、建設省の規定に違つたもので
あることは疑ひない。従つて「天
王レジデンス」の入居者に対する補償
金の確定や支払いの事務が府の用地事
務規定に反つた方法で行われたもので
あることは疑ひない。むしろが土木建
築部長は「決して間違つた方法でなか
つた」と思つている」と議会本会議で断
言し、補償金の不渡りについては住民
と借家人の関係で府は無関係との態度
をとつてゐる。それでは本府の規定は
一体どのようになつてゐるのか。規定
に従つて「間違つなく」処理された
もかかわらず異例の事態が発生するよ

うめどでは、本府の規定は國の示す
方法に改めなければ再発は防げないので
はないか。

「天王レジデンス」にかかる補償の
ものとする」と封書により郵送する

書は、原則として封書により郵送する
ものとする」と直接支払の原則を厳格
にしている。

なぜ調査もせず放置したのか

三、六月定例会で、「不審に思った

のである。

権利者が宇治土木事務所に問い合わせ
た際、当然知らせ、同時に事態の重大
性を認識すべきであるのに、「辻出に
聞け」と長期にわたつて放置したのは
何故か」を質問したが、答弁はなかっ
た。

このことは宇治土木事務所の幹部
が、架空団體の補償や辻氏の補償金不
渡しを知つた上で、それに協力してい
たのではないかとの疑惑を抱かせるも
のである。

方法に改めなければ再発は防げないので
はないか。府の規定の条文に照らして具体的
に説明することを求めるものである。

事務規定の無視は、相当の幹部職員の
指揮によるものでなければ実行される
ことがあらねばいいのである。

土木建築部長は「所有者の信頼関
係」を云々したが、現在のような「開
き直り」を続ける限り、府民の府政へ
の信頼関係は根本的に失われ、第一線
で苦労している職員は一層の困難に面
する恐れを抱くばかりでは胡のなかで
ある。職員の苦労に報じる決心も、再
発を防ぎ、府民の府政への信頼を確立
するためにも、以上の諸点について九
月十四日まで、文書により回答され
た。

この問い合わせは、補償金が確實に
権利者本人に渡されたことを保障した
「直接支払いの原則」の趣旨にもかか
わらず、府の手落ちから渡つていらない
ことを探ねせる重大な問題提起であ
る。これを受けて直ちに実態調査に入
ったのが当然であると考えるが、どうか。

あるため回収を求めるものであ
る。

事務が、本府の規定に従つて間違つて
いたと今でも言はれるのであれ
ば、府の規定の条文に照らして具体的
に説明することを求めるものである。

四、重大なことは、これだけの用地
に説明するといふものである。

事務規定の無視は、相当の幹部職員の
もに轟くものである。

同時に、その経営主体が富福鉄道株
式会社といふ第三セクターである。

武鉄道といふ第三セクターである。

は富福鉄道の今後に大きな問題を残す
として始めたにもかかわらず、「国
鐵再建法」によって工事がストップし、事業完成
のために第三セクターしかなうこと

て富福鉄道株式会社が設立されたとい
う経過からも明らかなように、「採算

性」を理由に切り捨て、本来国で行な
うべきものを地元自治体等に押しつけ
てきたものである。

わが議員団は六年前、第三セクター
設立のための府の出資の予算が提案さ
れたとき、運賃が国鉄（当時）より高
くなるといふ赤字が増えれば利用者や
自治体の負担が一層増えるといふ少人
数による運営で乗客の安全性に問題が
あることなどを指摘してきた。これら
の問題は開業を目前に控えた今日、い
よいよ重要なものになつてきている。

加えて、富津線の廃止と第三セクター

化ともからみ、富福鉄道株式会社が富

宮福鉄道の開業にあたつての 申し入れ

日本共産党・革新共同京都府議会議員団

富福鉄道の開業に先立つて六月十六日、地元住民に役立つものにするよう、知事に申し入れをおこないました。
もかかわらず異例の事態が発生するよ



突然浮上し、関係団体の中から疑問の声も出され、新しい問題が生まれてしまふ。

「開業」にあわせた議論では、富津線が地元住民の利便、生活向上に役立ち、乗客の安全性が確保されるようになります。また、富福鉄道が住民を自治体に過大な負担をもたらさないようするために、次の事項について、富福鉄道株式会社の社員でもある知事に対する質問を入れるものであ

- ① 富津線の引き受けが、六月二十二日株主総会で決定されようとしているが、住民がその当否を判断する材料もない、自治体の中でも議論がある段階で、性急に結論を下すのは避けられない。
- ② 住民、自治体が十分判断できるよう、富津線を引き受けた富福鉄道と一体で運営した場合の収支見通しについての資料を公表する。
- ③ 運輸・観光・旅行など開港によつてメリットを受けた企業に対し協力と拠出を求め、「経営安定基金」を設ける。

一、開業以前に整理すべき問題について

- ① 富津線の収支計画を早急に公表する。
- ② 駅舎などの資産が譲渡になれば、年間三千二百万円と言われる固定資産税を払わねばならず、「貸与」となるよう関係機関に強く要請する。
- ③ 今後JR西日本との相互乗り入れによるようJR西日本に要請すること。

以上

記

一、富津線引き受け問題について

- ① 富津線の引き受けが、六月二十二日株主総会で決定されようとしているが、住民がその当否を判断する材料もない、自治体の中でも議論がある段階で、性急に結論を下すのは避けられない。
- ② 府民・利用者第一を貫き、利便性と安全性の確保と向上を経営方針の柱とする。
- ③ 「採算性」や「合理化」を口実に安全性の切り捨て、運賃値上げ、サービス低下や職員への労働強化を行なわないこと。
- ④ 運輸・観光・旅行など開港によつてメリットを受けた企業に対し協力と拠出を求め、「経営安定基金」を設ける。

- ④ JR西日本に対し、列車の相互乗り入れをはじめ車両・施設設備の保全等での協力を求めること。合わせて山陰線の全区間電化と綾部までの複線化の早期完成を強く働きかけること。
- ⑤ 政府に対し、国鉄再建法に基づいて五年間の助成措置の延長、基礎的施設の補修、大規模災害復旧、豪雪時の除雪費、CTC化や電化などの安全性、利便性向上のための改修事業への助成を求める。

二、「公共性」を貫き、府民・利用者への便利を足とすること

- ① 「公共性」を最優先した運営に徹すべきであり、その保障のため、経理の公開はもちろんのこと、府民・利用者の意見や要望が十分からられる民主的運営体制を確立する。
- ② 府民・利用者第一を貫き、利便性と安全性の確保と向上を経営方針の柱とする。
- ③ 「採算性」や「合理化」を口実に安全性の切り捨て、運賃値上げ、サービス低下や職員への労働強化を行なわないこと。
- ④ 運輸・観光・旅行など開港によつてメリットを受けた企業に対し協力と拠出を求め、「経営安定基金」を設ける。

一九八八年六月二十一日

(団長談話)

宮津線の第三セクター化の正式決定について

昨日、富福鉄道株式会社が株主総会において富津線の引き受けを決定し、引き続いて開かれた特定地方交通連絡対策協議会は、富福鉄道株式会社に第三セクターとしての富津線の運営をゆだねることを正式に決定した。

わが議員団はこの間、富津線廃止の根拠とされた富津線の「大赤字」が意図的にくりだされたものであり、実際の赤字額はきわめて少ないことが明らかになるなかで、富津線の収支に関するすべての資料の公開と第三セクター化問題の民主的再検討を求めるとともに、富福鉄道による富津線の引き受けについて性急に結論を下すべきではないことを主張し、関係機関・自

然体などに申し入れを行なつてきた。しかし、府民の不安、要望やわが議員団の申し入れにもかかわらず、資